

報告第16号

平成15年6月25日承認

総務・企画部会企画分科会の事務事業調整方針について

総務・企画部会企画分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成15年6月25日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

報告第16号

協 議 会 報 告 項 目

総 務 ・ 企 画 部 会

企画分科会 1-1

津 地 区 合 併 協 議 会

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
1 - 1 - 1	総合計画策定等関係事務	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 2	国土利用計画策定等関係事務	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 3	土地利用調整会議関係事務	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 4	辺地に係る総合整備計画等	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 5	事務事業評価システム等関係事務	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 6	施政方針等文書作成事務	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 7	県政、国政要望関係事務	4/24			5/8	
1 - 1 - 8	広域行政関係事務	4/24			5/8	
1 - 1 - 9	重要施策等の方針決定及び総合調整事務	4/24			5/8	
1 - 1 - 10	地方拠点都市関係事務	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 11	市制施行等記念事業	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 12	行財政改革関係事務	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 13	組織改正関係事務	4/24			5/8	
1 - 1 - 14	組織目標管理制度関係事務	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 15	業務改善提案制度関係事務	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 16	幹部会議等関係事務	4/24			5/8	
1 - 1 - 17	地域経営会議関係事務	4/24			5/8	
1 - 1 - 18	政策調整会議関係事務	4/24			5/8	

## 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
1 - 1 - 19	民生安定施設助成事業	4/24			5/8	
1 - 1 - 20	新エネルギービジョン策定等事業	4/24	6/5		6/5	
1 - 1 - 21	防衛施設関連調整事務	4/24			5/8	
1 - 1 - 22	参画型まちづくり事業	4/24			5/8	
1 - 1 - 23	風力発電施設	4/24			5/8	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	企画分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
1 総合計画策定等関係事務	平成8年3月 第4次津市総合計画策定(基本構想 平成8～22年度) 第4次津市総合計画前期基本計画(平成8～12年度)を策定 平成13年3月 第4次津市総合計画中期基本計画(平成13～17年度)を策定 平成13年4月～ 各年度ごとに、中期基本計画進行管理の実施(約400事業を対象)	平成13年3月 第4次久居市総合計画策定(基本構想 平成13～22年度) 平成13年4月～ 各年度ごとに、3年間の実施計画の作成	平成13年3月 第5次河芸町総合計画策定(基本構想が平成13年度～平成22年度の10年間 基本計画は、基本構想が平成13年度～平成17年度の5年間	平成8年4月 第3次芸濃町総合計画(基本構想平成8年度～17年度) 前期基本計画(平成8年度～平成12年度) 後期基本計画(平成13年度～平成17年度)	平成8年3月 第3次美里村総合計画策定(基本構想 平成8年～17年度) 第3次美里村総合計画後期基本計画(平成13～17年度)を策定	平成7年9月 第4次安濃町総合計画策定(基本構想 平成7～16年度) 第4次安濃町総合計画前期基本計画(平成7～11年度)を策定 平成12年4月 第4次安濃町総合計画後期基本計画(平成12～16年度)を策定
2 国土利用計画策定等関係事務	平成10年3月 第3次津市国土利用計画策定目標年次 平成17年 各年ごとに、土地の利用目的に応じた区分ごとに、土地利用の規模を把握する進行管理を実施している。	昭和55年3月 久居市国土利用計画策定	総合計画と整合性を図り、土地の利用目的に応じた調整、関係事務。	-	-	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 新市に移行後、速やかに策定する。(合併後3年程度) 2. 新市に移行後、速やかに策定する。(合併後3年程度)
-------	--

構 成	市	町	村	の 現 況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
平成5年3月 第3次香良洲町総合計画策定 基本構想 平成5年～平成14年 基本計画 平成5年～平成9年 平成10年3月 第3次香良洲町総合計画 後期基本計画 平成10年～平成14年 平成14年 第4次 香良洲町総合計画策 定作業 実施中	平成8年3月 第3次一志町総合計画策定 (基本構想 平成8年～17年 度) 第3次一志町総合計画前期基 本計画(平成8～12年度)を策 定 第3次一志町総合計画後期基 本計画(平成13～17年度)を策 定	平成13年3月 第4次総合計 画基本構想作成 同年実施計画を作成(3年ロー リング)16年に新たな計画ス タート	平成13年3月 第5次美杉村総合計画策定 (基本構想 平成13～22年度) 第5次美杉村総合計画前期基 本計画(平成13～17年度)を策 定 平成13年3月 第5次美杉村総合計画中期基 本計画(平成15～18年度)を策 定 平成13年4月～ 各年度ごとに、実施計画の進 行管理の実施(約400事業を対 象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の総合計画は廃止し、新市総合計画を策定する。</li> <li>・新市総合計画は、建設計画に則したものとなる。</li> <li>・計画策定における住民参画の手法は様々であることから、限られた時間で望ましい成果をあげられる住民参画の手法について、引き続き検討を進める。</li> </ul>	
-	平成4年3月 一志町土地利用構想調査報 告書策定 一志町土地利用構想調査報 告書を見直し、平成8年3月策 定 第3次一志町総合計画によっ て将来構想を示している。 国土利用計画については、策 定していない。	国土法に基づく届けで等の窓 口業務。	総合計画で対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津市、久居市の国土利用計画は廃止し、新市国土利用計画を策定する。</li> </ul>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	企画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 土地利用調整会議 関係事務	<p>本市域における土地利用等（公共団体、民間事業者等）重要で調整が必要と思われる案件については、随時、当会議を開催し調整を図る。</p> <p>土地利用調整会議 ・会長 助役 ・副会長 市長公室長 ・構成員 関係部長</p>	<p>本市域における土地利用に関する諸問題を総合的に調整することにより秩序ある土地利用を図り、郷土の均衡ある発展と環境の保全を期するため、当会議を開催し調整を図る。</p> <p>土地利用対策会議 ・委員長 助役 ・副委員長 収入役 ・委員 部長、参事及び課長</p>	<p>本町域における土地利用等（公共団体、民間事業者等）重要で調整が必要と思われる案件については、随時、当審議会を開催し、諮問する。</p> <p>河芸町開発審議会委員 15名 報酬 6900円</p>	<p>本町域において、町の開発指導要綱に基づく開発事業の届出があった土地利用等について、重要で調整が必要と思われる案件については、随時、当委員会を開催し検討する。</p> <p>・委員長 助役 ・委員 収入役、教育長、課長</p>	-	-
4 辺地に係る総合整備計画等	-	<p>過疎化、高齢化の進行により老人が占める割合が増え、生活基準及び生活機能がほかの地域に比べ、低位にあることから、若年層の流出が続き地域社会における活力が低下している中、地域住民の生活向上等住環境の整備と若者の定住を図る。</p>	-	<p>過疎化、高齢化の進行により老人が占める割合が増え、生活基準及び生活機能がほかの地域に比べ、低位にあることから、若年層の流出が続き地域社会における活力が低下している中、地域住民の生活向上及び災害時の迂回路としての効果等住環境の整備と若者の定住を図る。辺地債による事業としては、県営広域林道工事の負担をしている。</p>	同左	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 4. 現行のまま、新市に引き継ぐ。
-------	---

構成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村				
-	土地利用に関する諸問題を総合的に調整が必要と思われる案件については、随時、当委員会を開催し調整を図る。  土地利用対策委員会 ・会長 助役 ・構成委員 関係課長	土地利用に関し(埋め立て、開発等)の届け出があった場合随時土地利用委員会、審議会を開催し関係所管調整を図る。  事務局は建設課とし ・委員長 助役 ・構成委員 事業関係課長	庁議及び企画員会議で対応				・土地利用の基本的な方針については、国土利用計画もしくは都市マスタープランの策定時に整理されていることから、一元化にあたっては構成委員に外部委員は含めない方向で調整する。 ・土地利用調整会議が必要とされるのは、例えば法等に基づいて三重県等に新市としての意見を付して行くような場合などであり、意見により地権者等に権利の制限をかける可能性があることから、規則等により会議の位置づけを明確にする必要があり、合併後、直ちに運用開始ができるよう法制面の整備を進める。
-	-	芸濃町と同じ	過疎化、高齢化の進行により老人が占める割合が増え、生活基準及び生活機能がほかの地域に比べ、低位にあることから、若年層の流出が続き地域社会における活力が低下している中、地域住民の生活向上及び災害時の迂回路としての効果等住環境の整備と若者の定住を図る。辺地債による事業としては、幹線村道の改良整備である。  美杉村過疎地域自立促進計画 前期自立促進計画 ・平成12年4月1日から平成17年3月31日までの5年間 (後期計画は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの予定) ○過疎地域自立促進特別措置法の目的 過疎地域の自立促進を図り、もって住民の福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること。				・基本的には「辺地債」の取り扱いにより計画策定の必要性が異なることから、合併後の辺地債の取り扱いの検討を引き続き行なう。 ・合併による対応方針が現段階では総務省から明示されていないため、現行の計画を新市に引き継ぐこととなるが、総務省方針が示された段階で、改めて見直しを検討することとなる。 ・基本的には過疎の指定は美杉村のみであることから、現在の過疎地域自立促進計画を新市に引き継ぐこととなるが、総務省方針が示された段階で、改めて見直しを検討することとなる。



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	企画分科会

区分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
5 事務事業評価システム等関係事務	<p>第4次津市総合計画に位置づけられた事務事業を対象に事業の必要性や有効性、進捗状況等を定量的、定性的な観点から評価し、事業改廃や実施方法の改善を導き、予算等へ反映させていくシステム。まず、職員の意識改革を主眼に試行的な実施を行い、段階的にシステムの構築を図っていくこととしている。</p> <p>平成12年 9月 平成12年度事務事業評価 試行実施(34事業を対象)</p> <p>平成13年11月 平成12年度事務事業評価試行結果の公表</p> <p>平成14年 3月 平成13年度事務事業評価実施(約100事業を対象)</p> <p>担当部課とのヒアリングを重ね、予算編成資料として活用する。</p> <p>その後、公表予定。</p>	<p>平成10年度より久居市事業評価委員会を設置、毎年、各課より重要案件(Aランク)を抽出し、委員会で議論している。委員会は外部評価システムを採用し、委員3名(大学教授等)とまちづくり監理者をオブザーバーとし4名で構成されている。市の出席者については部長級以上と関係課長が出席し事務事業の概要、進捗等を説明し委員より提言を受け、今後の行政へ反映させていくシステム。</p> <p>平成12年度 4回開催(対象事業10)</p> <p>平成13年度 4回開催(対象事業22)</p> <p>なお、平成14年度からは外部評価から内部評価に変更することを検討中であり、平成14年度は実施していない。</p>	-	-	-	-
6 施政方針等文書作成事務	<p>○3月市議会定例会に提出する施政方針演説の原稿を作成。</p> <p>○年頭の市長記者会見 記者提供用資料の作成。</p> <p>○その他、市政に係わる市長メッセージ等の作成。</p>	同左	<p>○3月町議会定例会に提出する施政方針演説の原稿を作成。</p> <p>○その他、町政に係わる町長メッセージ等の作成。</p>	<p>○3月町議会定例会に提出する施政方針演説の原稿を作成。</p> <p>○年頭の町長あいさつ、広報用資料の作成。</p> <p>○その他、町政に係わる町長メッセージ等の作成。</p>	同左	<p>○3月町議会定例会に提出する施政方針演説の原稿を作成。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	5. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 6. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	・津市の事務を継続し、新市事務事業評価システムを構築する。 ・事務事業評価システムは、新市においても実施することを予定し、次の視点において引き続き検討を進める。 ア) 対象とする事務事業(建設計画・総合計画等との整合性) イ) 評価の方法(内部・外部) ウ) 評価内容の反映方法(予算編成や計画の改訂)
河芸町と同じ	○3月町議会定例会に提出する 施策方針原稿の集約作成、又、 6月・9月・12月定例会に提出する 町政報告原稿の集約作成。 ○その他、町政に係るメッセージ 等の作成	○議会等の所信表明は、各所 管メモを総務課がまとめ作成し ている。	津市と同じ	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	企画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 県政、国政要望関係事務	<p>○県政要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津市長が三重県知事へ三重県の翌年度予算に対し、津市政の重要事項について要望を行う。(重点要望)</li> <li>・各関係部長が県民局長へ三重県の翌年度予算に対し、津市政の重要事項、分野別事項について要望を行う。(重点要望、分野別要望)</li> <li>・要望事項について協力を得るため、県政要望終了後、津市選出の県会議員と三役、市議会正副議長との懇談会を開催する。</li> <li>・要望時期 例年7月下旬～8月上旬</li> </ul> <p>○東海市長会要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の翌年度予算に対する全国市長会からの要望事項について、三重県市長会を通じて東海市長会へ提出する。提出時期 例年3月、9月</li> </ul> <p>○県予算に対する三重県市長会要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県の翌年度予算に対する津市からの要望事項について、三重県市長会を通じて県へ提出する。提出時期 例年7月</li> </ul>	<p>○県政要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助役が県民局長へ三重県の翌年度予算に対し、久居市政の重要事項、分野別事項について要望を行う。(重点要望、分野別要望)</li> <li>・要望時期 例年8月</li> </ul> <p>○東海市長会要望</p> <p>同左</p> <p>○県予算に対する三重県市長会要望</p> <p>同左</p>	<p>○県政要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長が三重県知事へ三重県の翌年度予算に対し、町政の重要事項について要望を行う。(重点要望)</li> <li>・県民局長へ三重県の翌年度予算に対し、町政の重要事項、分野別事項について要望を行う。(重点要望、分野別要望)</li> </ul> <p>○県予算に対する三重県町村会要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県の翌年度予算に対する町からの要望事項について、三重県町村会を通じて県へ提出する。提出時期 例年6月～7月頃</li> </ul>	同左	同左	同左

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>○国、県要望                      ・各部会ごとに各町村の担当課長が検討を行い一志郡町村会として要望を提出する。                      郡での集約時期 4月末                      県町村会での調整 5月～7月                      ○町重点事業については、随時、国・県に要望を行う</p>	同左	同左	同左	<p>・最初の要望時期は、平成17年7月～8月ごろとなる。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	企画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 広域行政関係事務	・広域行政事務組合との連絡調整に関する事	同左	同左	同左	同左	同左
	・首都機能移転に関する事	同左	同左	同左	同左	同左
	・リニア中央エクスプレス建設促進三重県期成同盟会に関する事	—	津市に同じ	同左	同左	同左
	・東海都市ネットワーク協議会に関する事	—	—	—	—	—
	・雲出川流域を考える会に関する事	同左	—	—	津市に同じ	—
	・みえ歴史街道構想津安芸久居一志地域推進協議会に関する事	同左	同左	同左	同左	同左
	・全国地域づくり推進協議会 中南勢モデル定住圏に関する事	同左	—	津市に同じ	同左	同左
	・三重のまんなか連絡協議会に関する事	同左	同左	同左	同左	同左
	—	・久居一志地区広域連携協議会に関する事	—	—	—	—
	—	—	—	・財団法人 地域活性化センターに関する事	同左	同左
	—	—	—	—	—	—
	—	・三重中部総合開発株式会社に関する事	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8. 基本的に現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	----------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	・見直しに当たっては、枠組みの他、財産の処分方法等も検討事項となり、目的や必要性を見極めながら存続を前提に引き続き検討を進める。 ・久居一志地区広域連携協議会については、合併と同時に廃止の方向で協議する。
同左	同左	同左	同左	
—	—	—	—	
—	—	—	—	
津市に同じ	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	
久居市に同じ	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	
・名松線沿線市町村協議会に関する事	同左	同左	同左	
久居市に同じ	同左	同左	同左	
—	—	—	・名張市・美杉村地域振興協議会に関する事	
—	—	—	・青山町・美杉村地域振興協議会に関する事	
—	—	—	・曾爾村・美杉村交流協議会に関する事	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	企画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
9 重要施策等の方針決定及び総合調整事務	重要施策や市政に係わる懸案事項について、その方針等を関係各部と調整し、庁内意思決定機関等を通じて決定する。 また、新規の事務事業等で庁内での調整が必要なものについて、調整を行う。	同左	同左	同左	同左	同左
10 地方拠点都市関係事務	平成4年4月 津地方拠点都市地域整備推進協議会設置 平成5年3月 津・松阪地方拠点都市地域整備推進協議会設立 平成6年3月 津・松阪地方拠点都市地域基本計画策定	同左	同左	同左	同左	同左
11 市制施行等記念事業	市制が施行されてから、10年毎を節目として、事業を展開。  現在、市制施行後、113年目を迎えるが、次回は120年で平成21年度の開催となる。 110周年事業は、100周年時に封入したタイムカプセルの開封を津まつりの開催日に実施した。 次回の事業内容については、未定。	同左  現在、市制施行後、32年目を迎えるが、次回は40周年での開催となる。 次回の事業内容については、未定。	同左  次回、平成16年度(50周年)である。事業内容については、未定。	同左  昨年は45周年記念式典実施	同左  平成6年度は(40周年)は記念式典、村制功労者の表彰、美里村史の刊行等を行う。 次回、平成16年度(50周年)である。事業内容は未定。	同左  安濃町は、合併が昭和30年、町制施行が昭和52年となっている。 平成12年に第1回ふれあい秋まつり、安濃町体育館完成および合併45周年にあわせタイムカプセルを埋設。 開封は20年後の平成27年。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9. 基本的に現行のまま新市に引き継ぐ。 10. 新市に移行後、速やかに調整する(合併後3年程度) 11. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	・新市移行後、速やかに対応できるよう意思決定システムの検討を引き続き進める。 庁内調整の場の検討(「政策調整会議」) 意思決定ラインの検討(「事務分掌」「専決区分」)
同左	同左	同左	同左	・現行のまま継続し、基本計画の見直しを行う。 ・地方拠点法に基づく地域指定は、津地域と松阪地域が一体となって指定を受けたものであり、両地域とも、合併特例法の期限内を目途とした合併を進めており、そのことにより既存の枠組みに変化が生じることから、引き続き検討を進める。 ・基本計画の見直しについても、合併の状況を見ながら引き続き検討を進める。
津市に同じ  現在、町政施行後、73年目を迎える次回は80年で平成21年度の開催。 70周年では、100周年開封予定のタイムカプセルを封入した。	同左  町制が施行されてから、47年目を迎えているが、次回は50年で平成17年度の開催となる。 次回の事業内容については、未定。	同左  現在、町制施行後、45年目を迎えるが、次回は50年で平成17年度の開催となる。 次回の事業内容については、未定。	同左  現在、村制施行後、48年目を迎えるが、次回は50年で平成16年度の開催となる。 40周年事業は、40周年記念「ふるさと秋まつり」で仮装コンクール等実施した。 次回の事業内容については、未定。	・新市施行日が起(最初)となり、その記念事業等の進め方について引き続き検討を進める。



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	企画分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
12 行財政改革関係事務	平成11年3月 津市行財政改革大綱 津市行財政改革前期実施計画(平成10～12年度)策定 平成13年3月 津市行財政改革中期実施計画(平成13～17年度)策定	平成10年12月 久居市行政改革大綱 久居市行政改革実施計画(平成10～14年度)	平成10年3月 新しい行政改革大綱「河芸町21世紀への決意」 平成11年3月 河芸町行政改革実施計画(平成11年度～平成15年度)作成	平成10年12月 第三次芸濃町行政改革大綱	平成11年6月 美里村行政改革大綱 庁内の事務の情報化が進み、情報の共有化、ペーパーレス化により、事務の効率化された。	平成10年11月 安濃町行財政改革大綱再策定 平成10年12月 安濃町行財政改革大綱実施計画策定 平成11年1月 安濃町行財政改革大綱公表
13 組織改正関係事務	総合計画の推進や新たな政策課題に的確に対応していくために、毎年度、市民にわかりやすく簡素で効率的な組織の見直しを図る。 また、多様化する行政需要に組織を肥大化させずに柔軟に対応できるよう、担当制の適切な運営を図る。 担当制は、平成11年4月から導入した制度で、課長の下に、担当と呼ぶ組織を1ないし複数配置。 各担当は、担当主幹、担当副主幹、主査、主事等の職員により構成し、業務量や業務の困難度に応じた職員配置を可能とする。同時に、組織階層の簡素化により、意思決定の迅速化を図ることを目的とする制度。	各課所掌事務の改善及び全庁的な行政事務の効率化を図ることを目的として、久居市事務改善推進協議会が設置されている。 行政改革大綱においても組織機構の再編・統廃合を基本方針に掲げていることから事務分掌条例及び規則の改正にあたっては、同協議会が市長の諮問機関となっている。なお、委員長は総務部長その他の委員は部長級及び課長級で構成されている。	新たな行政課題に的確に対応し、効率的かつ有効な住民サービスを提供するため、組織の見直しを図る。 現在より住民にわかりやすい組織機構とするための検討を行っており平成15年度当初から新組織に移行予定。 部課係制	各課の業務内容、量及び業務実施体制を適正に維持するため、適正な職員配置と行革大綱の実施を図る。	平成14年4月現在、村長部局に8課1室を置いている。各課の構成は、課長1、課長補佐1～2、主査、主任、主事等数名である。 縦割り組織の欠点を補うため、平成14年4月に、複数の課を掌理する参事(課長兼務)を配置している。	新たな行政課題に的確に対応し、効率的な行政サービスを実施するため、必要に応じ適正な職員配置と、行財政改革の推進を図る。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	12. 新市に移行後、速やかに策定する。(合併後3年程度) 13. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
平成11年4月 香良洲町行政改革大綱	平成14年1月 一志町行政改革大綱	平成10年11月 白山町行政改革大綱 人員削減や効率的な行政運営を行なう施策を展開している。 (出張所の縮小化やISOの認証等への取り組み)	平成11年1月 美杉村行政改革大綱 美杉村行政改革実施計画(平成10~15年度)策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の行財政改革大綱は廃止し、新市行財政改革大綱を策定する。</li> <li>・長期的な視点に経った職員数の目標値の設定等については、人口等の行政規模だけでなく、面積、人口の分布状況、行政規模の拡大により新たに発生する事務等を勘案し、合併後の事務分析の検討を引き続き進める。</li> <li>・自治体の規模の拡大により、新たに行なうこととなる事務については、速やかに施行可能なよう、引き続き検討を進める。</li> </ul>
新たな行政課題に的確に対応し、効率的な行政サービスを実施するため、必要に応じ適正な職員配置と、行財政改革の推進を図る。	新たな行政課題に的確に対応し、効率的かつ有効な住民サービスを提供するため、組織の見直しを図る。	総合計画の推進や新たな政策課題に的確に対応していくため、毎年度、町民にわかりやすく簡潔で効率的な組織の見直しを図る。 また、多様化する行政需要に柔軟に対応できるようグループ制を検討していく。	総合計画の推進や新たな政策課題に的確に対応していくために、毎年度村民にわかりやすく簡潔で効率的な組織の見直しを図る。 また、多様化する行政需要に組織を肥大化させずに柔軟に対応できるよう適切な運営を図る。	・新市の組織編成については、合併基本4項目を基準に、行政サービスの水準を低下させないなどの基本方針の策定のもと、引き続き検討する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	企画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
14 組織目標管理制度関係事務	津市組織・職員活性化基本計画(市役所ビッグバン計画)に基づき、平成12年度より試行。 年度当初に、部等及び課等单位で、組織目標を設定し、年度終了時に検証する。	—	—	—	—	—
15 業務改善提案制度関係事務	津市組織・職員活性化基本計画(市役所ビッグバン計画)に基づき、平成13年度より試行。 平成13年度は、28件の改善案が提案され内22件が採用された。	行政事務の効率化及び経済化について職員の創意工夫を促すことにより事務改善の推進を図る制度があるが近年はほとんど活用されていない。 なお、提案の採否は久居市事務改善推進協議会委員の意見を聞いて決定することになっている。	—	—	—	—
16 幹部会議等関係事務	○庁議 市政運営の基本方針及び重要政策に関する審議決定を目的に随時開催 市長が主宰し助役が議長 構成員＝市長、助役、収入役、市長公室長、財務部長、教育長、消防長、水道事業管理者 他庁議に付議された事項に関する部長 ○幹部会議 市政運営に係る調整を目的に月1回開催 市長が主宰し助役が議長 構成員＝市長、助役、収入役、市長公室長、財務部長、教育長、消防長、水道事業管理者、部長及び理事	○部長会議 毎月第1、第3月曜日の午前8時40分 議事前懸案事項のヒアリングを議会の2週間ほど前に実施 議会后懸案事項のヒアリングを議会終了後2週間ほど経過後に実施 構成員＝市長、助役、収入役、各部長級 ○主管課長会議 部長会議のあった日の午後4時 構成員＝各部における主管課長 ○部内課長会議 各部長会議後、各部において 構成員＝各部の課長	○庁議 市政運営の基本方針及び重要政策に関する審議決定を目的に随時開催 町長が主催 構成員＝町長、助役、収入役、教育長、他庁議に付議された事項に関する部長、課長 ○幹部会議 市政運営に係る調整を目的に随時開催 部長会議月1回開催 課長会議月2回開催	○庁議 市政運営の基本方針及び重要政策に関する審議決定を目的に随時開催(概ね月2回) 町長が主宰し、総務課長が議長 構成員＝町長、収入役、教育長、各課長	○幹部会議 原則月1回開催の他必要に応じて総務課長が招集する。 通知は、庁内メールで行う。 構成員 村長、収入役、各課長局長 ○その他必要に応じて村長、収入役、関係課長で市政運営に関する事項を協議。	○課長会議 市政運営の調整として月に1回課長会を開催。 構成員は課長以上全員。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	14. 津市の例により調整する。(合併後1年程度) 15. 津市の例により調整する。(合併後1年程度) 16. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	・津市の組織目標管理制度を継続し、新市組織目標管理制度を構築する。 ・事務事業の進行管理を含めた事務事業評価、組織としての目標管理、個人の目標管理等一体的な整理が必要であるが、それらは新市発足後、検討することとする。
-	-	-	-	・津市の業務改善提案制度を継続し、新市業務改善提案制度を構築する。 ・新市移行後、各自治体の事務処理の融合を図る初期の段階においては、当初想定できなかった業務上の課題の発生が想定されることから、現場から業務の問題点を提案でき、その改善を迅速に行なえるシステム作りの検討を引き続き進める。
○幹部会議 町政運営に係る調整を目的に月一回開催。 町長が主宰(議長は、町長、助役、収入役が交替) 構成員=町長、助役、収入役、教育長、各課長 ○課長会 各課間の調整、諸問題の協議を目的に月一回開催。 総務課長が主宰 構成員=各課長	○課長会議については、町政運営、並びに議会一般質問調整を目的として開催。 ○町長が主宰し、総務課長が進行。構成員に町長、助役、収入役、教育長、庁内各課長、保・幼等外部の所属長。	○幹部会 毎週幹部(町長はじめ3役と幹部(課長)会を行なっている。 ○町長が主宰し、総務課長が進行。構成員に町長、助役、収入役、教育長、庁内各課長、保・幼等外部の所属長。	○庁議 村政運営の基本方針及び重要政策に関する審議決定を目的に随時開催 村長が主宰し助役が議長 構成員=村長、助役、収入役、教育長、各課長、議会事務局長、参事、副参事の職にあるもの	・幹部会議を含めた新市全体の意思決定システムについては、新市移行後直ちに機能することが必要で有り、津市の例を基本に引き続き検討する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	企画分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
17 地域経営会議関係事務	○平成14年4月より、政策形成に係る意思形成過程の見直しにより設置 ○行政課題の分析検討を目的に必要な応じて市長が主宰し開催 構成員＝市長、助役、収入役、市長公室長、財務部長、関係部長等	－	－	－	－	－
18 政策調整会議関係事務	○平成14年4月より、政策形成に係る意思形成過程の見直しにより設置 ○政策等に係る具体的な調整や調査研究を目的に設置。 ○構成は原則として部長級職員とし、必要に応じて担当副主幹級以上の職員から定める。 ○会議は助役が主宰し、主幹部長が議長となる。	－	○政策等に係る具体的な調整や調査研究を目的に設置。 ○構成は原則として課長補佐、主幹級職員とし、必要に応じて係長主査級以上の職員から定める。 ○会議は企画情報課が主催する。	－	－	－
19 民生安定施設助成事業	－	翌年度申請予定の民生安定施設助成事業対象施設にかかる概算要求資料の作成を行い、防衛施設庁に提出する。	－	－	－	－

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	17. 津市の例により調整する。(合併と同時) 18. 津市の例により調整する。(合併と同時) 19. 久居市・一志町・白山町の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
-	-	-	-	・幹部会議等関係事務の検討を行なう中で、併せて検討を行なう。
-	-	○総合計画及財政計画に関する事項を逐次、町長と協議する。	○昭和61年6月より設置 ○政策等に係る具体的な調整や調査研究を目的に設置 ○構成は上司の命を受けて特定の企画に関する事務を処理する	・計画策定や行政課題の検討等に係る庁内の検討体制については、できる限り簡素な体制を目指し、現行の津市の政策調整会議を基本に引き続き検討する。
-	久居市に同じ	同左	-	・要望基準等を調整のうえ、一元化する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	企画分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
20 新エネルギービジョン策定等事業	-	<p>久居市地域新エネルギービジョン策定等事業は、新エネルギー導入促進の具体的な方向性を明示するため平成13年度に実施された。</p> <p>策定にあたっては、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の補助を100%(8,803,950円)受け、審議会及び庁内委員会を設置して、総合的かつ長期的なビジョンを策定した。</p> <p>本ビジョンの最終的な目標は「家庭用電力需要の100%を新エネルギーで賄うまち」である。</p> <p>本市では、既に久居榊原風力発電施設や成美小学校太陽光発電システムなど、新エネルギー導入を積極的に行ってきたが、本ビジョンをもとに「(仮)新エネルギー推進協議会」を設置し、新エネルギー導入活動をさらに積極的に行うことが重要である。</p>	-	-	-	-
21 防衛施設関連調整事務	-	<p>全国基地協議会、防衛施設周辺整備全国協議会の構成団体として、防衛施設庁に対して補助事業の充実を要望している。</p>	-	-	久居市に同じ	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	20. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後3年程度) 21. 久居市・美里村・一志町・白山町の例により調整する。(合併と同時に)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
-	-	-	-	・久居市の新エネルギービジョンを継承し、新市新エネルギービジョンを策定する。 ・建設計画等の全体的な構想との整合性と、財政フレームへの負担の確認を行ないながら、新たなビジョンの策定に向け引き続き検討する。
-	久居市に同じ	同左	-	・建設計画等との整合性及び要望基準等の調整について、引き続き検討する。



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	企画分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
22 参画型まちづくり事業	-	-	-	-	-	-
23 風力発電施設	-	<p>久居榑原風力発電施設は、平成8年から風況調査を開始し、平成10年2月に工事着手し、平成11年5月に完成した。また、管理棟・駐車場も同年7月にオープンした。</p> <p>発電施設は、定格出力1基750kWを4基で合計3,000kWである。</p> <p>売電先となる中部電力とは、1kWあたり11.70円で17年間の長期固定契約を結んでいる。</p> <p>平成13年度の発電電力量は7,407MkWで、売電収入は税込みで91,000千円であった。</p> <p>啓発事業としては、電気自動車を購入するなど、風力以外にも新エネルギー全体の普及啓発に努めている。</p>	-	-	-	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	22. 合併時においては、廃止の方向で調整する。 23. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	提案型のまちづくり事業として、平成13年度から実施。公募によってより良いまちづくり計画の提案があれば、町で協議の結果町の施策として実施する。予算10,000,000円	-	・他の支援制度と併せ、新市移行後に再検討することとし、合併時は廃止の方向で調整する。
-	-	-	-	・建設計画等との整合性を図りながら、引き続き検討する。